

「米軍再編に伴う米軍機訓練移転」に関する主な経過

※総合開発特別委員会(平成23年9月15日)以降の経過

平成23年9月15日	総合開発特別委員会(訓練移転の実施内容、沖縄負担軽減について説明)
平成23年10月4日	米軍再編に係る訓練移転に関する平成23年度下半期計画について(通知) 米軍再編に係る訓練移転の拡充について(通知) 岩国飛行場からグアム等への訓練移転に関する訓練計画概要について(通知)
平成23年11月25日	岩国飛行場からグアム等への訓練移転に関する訓練計画概要について(通知)

(お知らせ)

平成 23 年 10 月 4 日
防 衛 省

米軍再編に係る訓練移転に関する平成 23 年度下半期計画について

米軍再編に係る訓練移転に関する平成 23 年度下半期（平成 23 年 10 月～平成 24 年 3 月）の訓練計画について、下記のとおり予定しています。

記

- 1 米軍再編に係る訓練移転については、平成 23 年度下半期に 5 回程度の実施を目標に計画する予定です。そのうち、グアムへの訓練移転は、2～3 回程度の実施を目標に計画する予定です。
- 2 本年度の訓練移転計画については、米軍の運用上の理由等により変更となることがあります。
- 3 なお、個々の訓練計画の概要（訓練規模、訓練期日等）については、決まり次第、関係自治体等にお知らせします。

(参考)

訓練移転元の米軍飛行場：嘉手納、岩国及び三沢飛行場

訓練移転先：千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の各自衛隊基地並びにグアム

以 上

(お知らせ)

米軍再編に係る訓練移転の拡充について

平成23年10月4日
防 衛 省

平成22年5月28日の「2+2」共同発表に基づき、二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充することについて協議を行い、本年1月20日に、日米合同委員会において、航空機訓練移転の米国施政下にある領域への拡充について合意がなされました。その後、同合意に従い、日米間で具体的な訓練実施に向けた詳細について調整を進め、本日(10月4日)、日米合同委員会において、次のとおり合意しました。

本合意に基づく訓練移転は、グアム等を訓練移転先とするものであり、嘉手納飛行場の航空機による訓練だけでなく、三沢及び岩国飛行場の航空機が嘉手納飛行場に飛来して実施している空対地訓練も移転の対象となり得るもので、同「2+2」共同発表に基づく、嘉手納における更なる騒音軽減に資する具体的な措置としても位置付けられるものです。

二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転の拡充を通じ、嘉手納における更なる騒音軽減を図るため、日米両国は、航空機訓練移転を実施するに当たり、嘉手納飛行場で実施予定であった訓練を、グアムを含む他の場所へ移転することに焦点を置いて計画し、また、航空機訓練移転を行う期間中、嘉手納飛行場における米軍の訓練活動の影響について配慮することとなります。

なお、グアム等への航空機訓練移転の個々の計画の具体的な内容については、日米間で調整の上、公表することとしています。

- 1 航空機訓練移転先
航空機訓練移転は、グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ空対地射場とそれらの周辺区域を使用して実施される。
- 2 航空機訓練移転計画
航空機訓練移転計画は、日米間で調整の上、日本国内の航空機訓練移転と併せて3月を目途に次年度の計画を公表する。
- 3 経費分担
経費分担割合は、従来の航空機訓練移転と同様、おおむね、日本国政府約3/4、米国政府約1/4を基準とするが、2年程度を経過するごとに、嘉手納における騒音軽減の効果を含めグアム等への航空機訓練移転から生じる状況の変化を踏まえて見直す。

以上

米軍再編に係る訓練移転の拡充について
【平成23年1月20日日米合同委員会合意概要】

1 目的

- (1) 二国間の相互運用性を向上させる必要性に沿った訓練移転を実施するとともに、航空機訓練移転元となる米軍航空施設における訓練活動の影響を軽減する。
- (2) 二国間及び単独の訓練を含め、米軍の活動の沖縄県外への移転を拡充し、航空機訓練移転の改善を含む沖縄県外における二国間及び単独の訓練の拡充を通じ、嘉手納における更なる騒音軽減を図る。

2 内容

- (1) 現行の航空機訓練移転及び航空機訓練移転の拡充された航空機訓練移転の新たな移転先として、米国の施政の下にある領域を追加する。
- (2) 上記に係る訓練移転の内容は次のとおりである。
 - a 訓練には、日米両政府間での調整に基づき、共同訓練、米側による単独訓練、又は両者が含まれ得る。
 - b 訓練には、空対地訓練及び双方が合意したその他の訓練が含まれ得る。
 - c 1回当たりの米国戦闘機の数は、最大20機程度とする。
 - d 訓練移転を支援する航空機の機種は、空中給油機、輸送機、AWACS等を含むがこれに限定されない。
 - e 1回当たりの飛行訓練日数は、最大20日程度とする。当該日数については、航空機の展開・撤収は含まれない。訓練計画は、日米両政府間で調整される。

(お知らせ)

平成 23 年 10 月 4 日
防 衛 省

米軍再編に係る岩国飛行場からグアム等への訓練移転に関する
訓練計画概要について。

米軍再編に係る岩国飛行場からグアム等への訓練移転（単独訓練）に関する訓練計画概要について、以下のとおりとなりましたので、お知らせします。

グアム等への訓練移転は、昨年 5 月 28 日の「2 + 2」共同発表に基づく、嘉手納における更なる騒音軽減に資する措置であり、今回の訓練移転は、当初、嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場の航空機による 2 週間以上の訓練を、グアム等へ移転することを計画するものです。

今回計画された訓練移転は、本年 10 月 4 日に日米合同委員会で合意後、初めて実施されるものであり、日米両政府の緊密な協力関係により実現するものです。

- 期 間：平成 23 年 10 月 10 日（月）～10 月 31 日（月）
- 参加部隊：第 12 海兵航空群（岩国）
- 使用基地等：グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ島
- 演練項目：戦闘機戦闘訓練、空対地射撃訓練等
- 参加規模：FA-18×20 機程度、人員約 400 名程度

以上

(お知らせ)

平成23年11月25日
防 衛 省

米軍再編に係る岩国飛行場からグアム等への訓練移転に関する
訓練計画概要について

米軍再編に係る岩国飛行場からグアム等への訓練移転(単独訓練)に関する訓練計画概要について、以下のとおりとなりましたので、お知らせします。

今回の訓練移転は、当初、嘉手納飛行場で実施予定であった岩国飛行場の航空機による訓練を、グアム等へ移転することを計画するものです。

- 訓練期間：平成23年12月1日(木)～12月18日(日)
- 参加部隊：第12海兵航空群(岩国)等
- 使用基地等：グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファラロン・デ・メディニラ島
- 演練項目：戦闘機戦闘訓練、空対地射爆撃訓練
- 参加規模：FA-18×20機程度、空中給油機×1機等
人員約650名程度

※ 本内容については、今後、変更される場合があります。

2空団基地対策室
23. 11. 9
航空幕僚監部

航空事故調査結果について

1 事故の概要

- (1) 発生部隊：第83航空隊第204飛行隊
- (2) 事故機の種類、機番：F-15J型機（72-8879号機）
- (3) 事故機操縦者：2等空佐 川久保 裕二
- (4) 事故発生の日時、場所
平成23年7月5日(火)10時29分頃、那覇基地の北西約200km
- (5) 経過概要
ア 事故機は、対戦闘機戦闘訓練のため、9時59分頃、那覇飛行場を離陸
イ 当該訓練実施中、10時29分頃、当該機から戦闘中止の無線連絡があり、その後、僚機が海上に白煙を視認し緊急状態を宣言
ウ 10時30分頃、レーダーからの機影消失を確認

2 事故の原因等

- (1) 事故の原因
本事故は、事故機操縦者が対戦闘機戦闘訓練中、降下旋回の後、深い降下角の状態から回復できなかったため、海面に衝突したものである。
- (2) 分析の要約
本事故に影響を及ぼした要因としては、事故機操縦者が高G機動(※)を実施した際に、意識喪失又はそれに近い状態に陥っていたことが考えられ、また、操縦者に重篤な疾患が突発的に発生したことによる意識の低下の可能性も考えられるが、いずれかは特定できなかった。
※高G機動
Gとは重力加速度のことで、高G機動とは、高速度における旋回など、操縦者に高い加重負担がかかる行動を行うこと。

3 事故防止に関する意見

- (1) 耐G性の維持、向上
- (2) 体調(健康)管理
- (3) 訓練管理
- (4) 上空と地上、搭乗員、編隊間の連携による対処

(お知らせ)

23. 10. 7

航空幕僚監部

本日10月7日08時45分頃、小松基地所属のF-15Jが小松飛行場へ着陸する直前に、機体から物体が落下したことが確認されました。

着陸した当該機を目視点検したところ、左翼側機外燃料タンク1本が無くなっていることが確認されました。

現在、細部確認中です。

- 1 発生日時
平成23年10月7日(金)08時45分頃
- 2 発生場所
小松飛行場の北北東約4km付近
- 3 部隊名
航空自衛隊 第6航空団 第306飛行隊
- 4 機種、機数等
F-15J×1機
- 5 部外への影響
詳細については確認中です。

(お知らせ第2報)

23.10.7
航空幕僚監部

小松基地所属F-15の機外タンク落下について

1 事案の概要

本日10月7日08時45分頃、小松基地所属のF-15Jが小松飛行場へ着陸する直前に、機体から物体が落下したことが確認されました。

着陸した当該機を目視点検したところ、左翼側機外燃料タンク1本が無くなっていることが確認されました。

2 推定原因

確認中

3 当該タンク等の落下地点

能美市山口町翠ヶ丘浄化センター付近

4 落ちていた場所及び物

場所	物
能美市山口町翠ヶ丘浄化センター敷地内	・機外タンクの先端部分 ・空対空模擬ミサイルの後翼部分
翠ヶ丘浄化センターと高速道路の間	・機外タンク後方4分の1部分

5 機外タンクの概要

(1) 長さ約0.6m、幅約0.8m

(2) 重さ約155kg

6 地上の被害状況

現在のところ人的・物的被害は確認されていない。

(お知らせ)

23.10.20
航空幕僚監部

F-15機外タンク落下事故に関する調査の中間公表について

航空自衛隊は、10月7日(金)に発生した小松基地所属のF-15の機外タンク落下事故について、事故発生当日から現地調査を実施してまいりました。

事故機から落下した左機外タンクについては、回収された部品を元に調査を行っておりますが、一部未発見の部品もあることから、構成部品全ての状況を確認した上での分析には至っておりません。

また、回収済みの部品についても、今後、製造業者等における分解検査等による調査を行う予定であることから、本公表における分析は中間段階であり、事故原因の特定には至っておりません。

しかしながら、事態の重要性にかんがみ、現地での調査において判明している事項等を本日公表いたします。

1 今回の調査実施概要

- (1) 機体及び回収品の確認
- (2) 関係者からの聞き取り(当該機操縦者、僚機操縦者等)
- (3) 当該機のフライトデータレコーダー等のデータ収集等
- (4) 当該機の整備記録の収集等
- (5) 気象、管制関連データの収集等
- (6) 当該機の燃料系統の機能試験
- (7) 当該機操縦者の健康状況、心理状況の確認

2 これまでに判明した事項等

- (1) 左機外タンクは破裂等(爆発を含む)の衝撃破壊の可能性が高し。このような衝撃破壊の原因としては、タンクの過加圧、静電気又は配線短絡による発火などが想定可能
- (2) 操縦者による機外タンクの投棄操作は行われず
- (3) 当該機本体については、燃料供給に係る電気系統の点検及びエンジン試験運転による加圧系統点検で異常のないことを確認

3 現地調査の結果を踏まえた今後の対応

- (1) 機外タンク及びパイロンについては、分解検査等を通じて更に分析予定
- (2) これまでに収集したデータ及び回収品並びに関係者に対する聞き取り等に関する精査

(お知らせ)

23. 10. 28
航空幕僚監部

F-15の飛行訓練について

1 航空自衛隊は、10月7日(金)に発生した小松基地所属のF-15(964号機)の機外タンク落下事故の重大性にかんがみ、同型機による飛行訓練を見合わせておりました。

一方、航空事故調査委員会を設置し、現地調査を完了の上、事故機のF-15機体本体については、今般発生した事故に係る原因は無い旨、去る20日に中間公表しました。

(参考) 中間公表のポイント

- (1) 左機外タンクは破裂等(爆発を含む)の衝撃破壊の可能性が高く、その原因としては、タンクの過加圧、静電気又は配線短絡による発火などが想定可能
- (2) 操縦者による機外タンクの投棄操作なし
- (3) 当該機本体については、燃料供給に係る電気系統の点検及び加圧系統の点検で原因がないことを確認

2 また、10月27日までに、F-15可動機全機の特別点検を完了し、異常がないことを確認し、整備員・操縦者に対する再発防止のための所要の安全教育を完了しました。これらを踏まえ、同型機による機体のみ(パイロン及び機外タンクなし)の飛行訓練には問題がないことを確認したことから、今後、F-15が配備されている基地周辺の自治体に御理解を得るべく御説明の上、飛行訓練の再開をしたいと考えています。

なお、パイロン及び機外タンクについては、引き続き調査・分析を進めて参ります。

○ F-15型機可動機全機に対する特別点検の内容

- (1) 燃料供給に係る電気系統の点検
- (2) エンジン試験運転による加圧系統の点検

○ 整備員及び操縦者に対する安全教育の内容

- (1) 燃料系統及び機外タンク等の構造、整備要領
- (2) 外装物に係る通常手順及び緊急手順
- (3) 燃料系統故障時の緊急手順
- (4) 不時落下防止施策・過去事例とその教訓 等

(お知らせ)

千歳基地 基地対策室
23. 12. 2
航空幕僚監部

F-15 機外タンク落下事故に係る調査結果等について

1 事故の概要

- (1) 発生日時等：平成23年10月7日（金）8時45分頃 晴れ
- (2) 発生場所：航空自衛隊小松基地から北北東約4kmの北陸自動車道付近の民家の周辺、翠ヶ丘浄化センターの屋上と敷地内及び周辺等
- (3) 発生部隊：第6航空団 第306飛行隊
- (4) 機種・機番：F-15J型機（82-8964号機）
- (5) 経過概要
 - ア 事故機は、対戦闘機戦闘訓練のため、8時6分頃、小松飛行場を離陸
 - イ 空域での訓練を終え帰投し、小松飛行場への着陸態勢に入って間もない、8時45分頃、事故機操縦者は左後方から「バン」という音と、機体後方に発生する炎を認識した直後、コックピット内のバックミラーにより数個の物体が機体の後方へ落下していくのを視認
 - ウ 事故機操縦者は、緊急状態を宣言し、8時46分頃、小松飛行場に着陸
 - エ 上記（2）の発生場所において、機外タンク等の残骸を複数発見し回収

2 事故の原因等

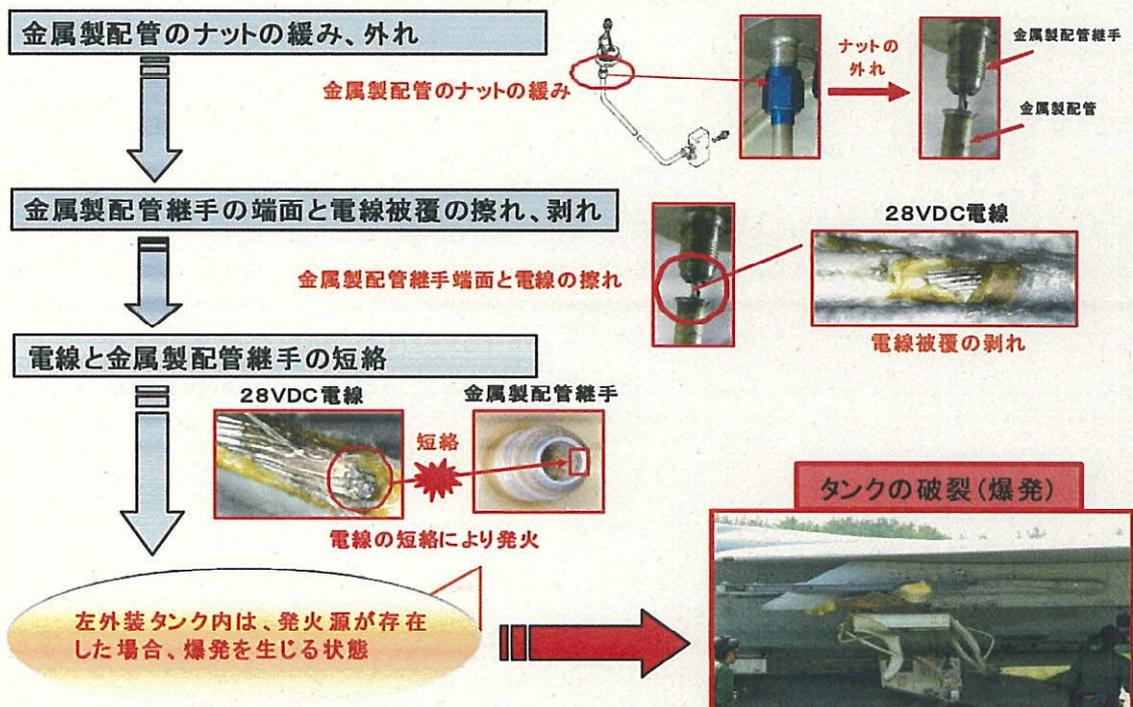
(1) 事故の原因

左機外燃料タンク内の電磁開閉弁に繋がる電線が、電磁開閉弁関連部品の一つである金属製配管継手と短絡（ショート）して発火し、燃料タンク内の可燃性ガスに引火した結果、当該燃料タンクが破裂（爆発）したものである。

(2) 本事故発生 of 要因

当該タンク内の電磁開閉弁への電線を保護している金属製配管と金属製配管継手を接続するナットが機体振動等により外れたため、電磁開閉弁への電線と金属製配管継手端面が擦れ、電線の絶縁被覆に剥がれが生じたことによる。

事故の発生過程



3 再発防止策（事故防止方法に関する意見）

（1）機外燃料タンクの整備要領の検討

ア 定期的な点検

イ 組立前の構成品の取り付け状況の確認

（2）航空機の外装品搭載状態に応じた教育

ア 関連する機器の特性、システムの動作

イ 事故調査結果を踏まえた過去事例の教訓等